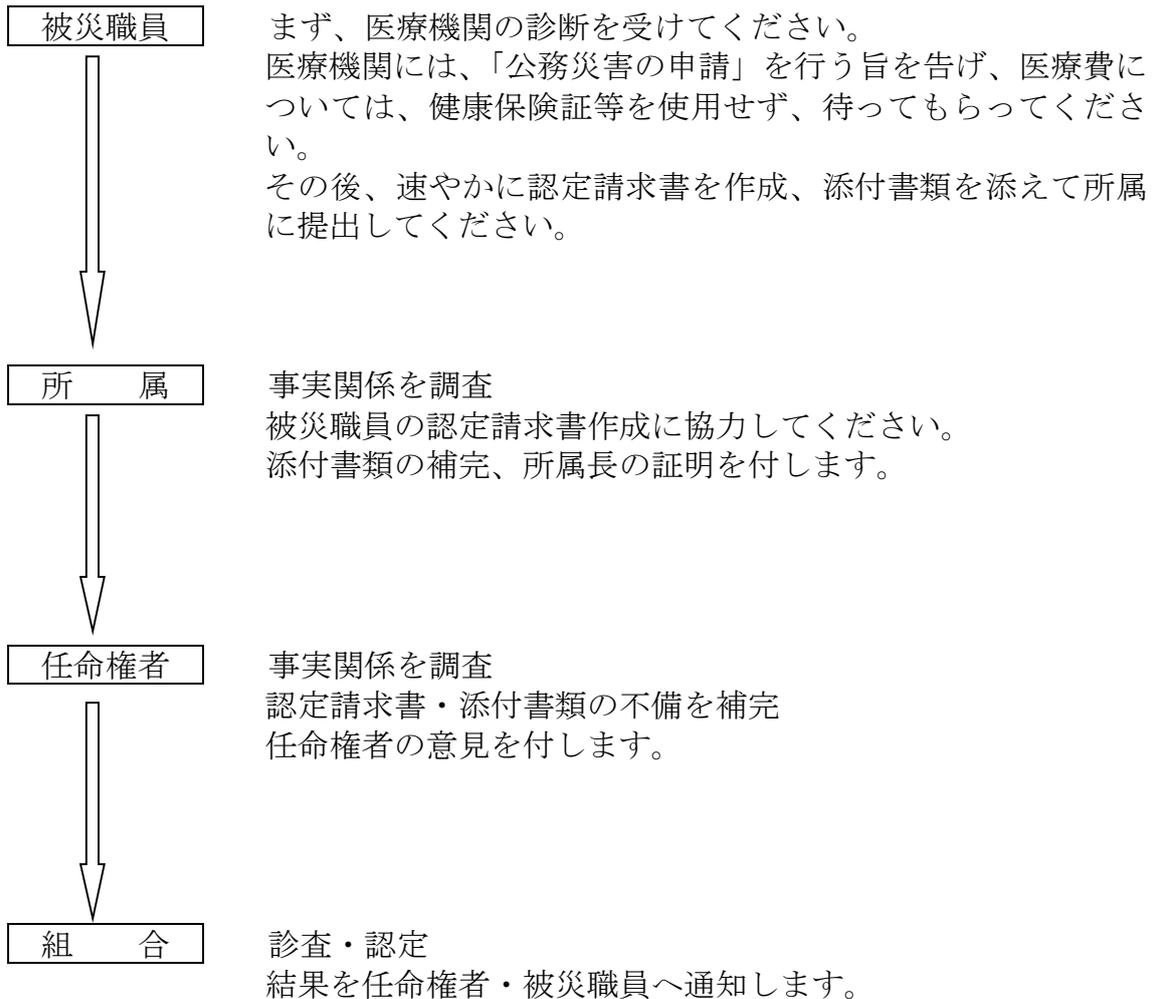


認定請求の流れ

災害にあつて、補償等を受けるためには、まず、その災害が公務上又は通勤による災害であることの認定を受ける必要があります。



請求手続

- ① 「療養補償請求書（様式第3号）」に請求者住所、委任先、被災職員に関する事項を記入、請求者氏名及び受領委任欄の委任者の氏名の欄に署名捺印した上で、医療機関へ提出する。
 - ② 医療機関において、療養補償請求書の受任者欄、送金希望先、診療請求明細等を記入してもらった後、返却してもらう。
 - ③ 次の事項を確認し、任命権者を經由して組合に提出する。
 - ・ 傷病名に私病が含まれていないか
 - ・ 診断書が複数分請求されていないか
-
- ④ 組合で審査し、医療機関に支払を行います。
支払いについて、所属と被災職員へ支払を行った旨の通知をします。

